

一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第28号

改正 平成23年9月20日 条例第2号

平成24年9月26日 条例第4号

平成26年3月26日 条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 家庭系一般廃棄物の処理（第5条－第7条）
- 第3章 事業系一般廃棄物の処理（第8条・第9条）
- 第4章 組合が設置する廃棄物処理施設（第10条－第18条）
- 第5章 手数料（第19条－第22条）
- 第6章 雑則（第23条－第26条の2）
- 第7章 補則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって住民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係市町 一関市及び平泉町をいう。
- (2) 住民 一関市及び平泉町の区域で日常生活を営む住民をいう。
- (3) 事業者 一関市及び平泉町の区域で事業活動を行う事業者をいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (6) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち一般廃棄物をいう。

(7) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(一般廃棄物処理計画)

第3条 管理者は、一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、関係市町の長とあらかじめ協議しなければならない。

2 管理者は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

(適正処理困難物)

第4条 管理者は、適正な処理が困難な一般廃棄物について、法により指定されているもののほか、組合の廃棄物処理施設及び技術に照らして処理が困難な物（以下「適正処理困難物」という。）を一般廃棄物処理計画で指定することができる。

2 管理者は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じ、住民はこれに協力しなければならない。

第2章 家庭系一般廃棄物の処理

(組合による家庭系一般廃棄物の処理)

第5条 組合は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系一般廃棄物を計画的に収集及び運搬し、処分を行うものとする。

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第6条 住民は、組合が処理する家庭系一般廃棄物を排出するときは、その分別及び排出の方法について、一般廃棄物処理計画及び管理者の定める方法に従うとともに、家庭系一般廃棄物の集積所（以下「集積所」という。）の清潔を保持しなければならない。

2 住民は、別に法律で定めるもののほか、次の各号に掲げる家庭系一般廃棄物を集積所に排出してはならない。

(1) 粗大ごみその他組合が規則において定める容器に保管することができない物

(2) し尿及び浄化槽汚泥

(3) 毒性、感染性若しくは引火性を有する物又は火気のある物、著しい悪臭を発する物若しくは多量の汚水を排出する物

(4) 適正処理困難物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に掲げるもののほか、組合の一般廃棄物の処理業務を困難にするおそれのある物又は再商品化若しくは再生利用されることが確実な物で一般廃棄物処理計画にお

いて定める物

(住民による適正処理)

第7条 住民は、前条第2項の規定により集積所に排出することができない家庭系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める方法により、適正に処理しなければならない。

第3章 事業系一般廃棄物の処理

(事業系一般廃棄物の処理)

第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法令に従い生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集させるときは、一般廃棄物処理計画及び管理者の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(多量廃棄物の運搬等の指示)

第9条 管理者は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬又は処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

第4章 組合が設置する廃棄物処理施設

(廃棄物処理施設の設置)

第10条 関係市町から発生する一般廃棄物を衛生的に処理し、公衆衛生の向上を図るため、次のとおり廃棄物処理施設を設置する。

名 称	施設の種別	位 置
一関清掃センター	ごみ・し尿処理施設	一関市狐禅寺字草ヶ沢36番地41
大東清掃センター	ごみ処理施設	一関市大東町摺沢字南長者101番地1
川崎清掃センター	し尿処理施設	一関市川崎町薄衣字石船渡133
舞川清掃センター	最終処分場	一関市舞川字河岸101番2
花泉清掃センター	最終処分場	一関市花泉町金沢字滝ノ沢40番4
東山清掃センター	最終処分場	一関市東山町松川字吉兆所52番地1

(搬入資格)

第11条 廃棄物処理施設に廃棄物を搬入することができる者は、関係市町又は組合が廃棄

物の収集運搬を委託した者のほか、次の各号に掲げる廃棄物処理施設の区分に従い、当該各号に掲げる者とする。

- (1) ごみ処理施設 関係市町の住民及び事業者並びに法第6条の2第5項の規定により一般廃棄物（ごみに限る。）を運搬すべき場所等を指示された者及び法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- (2) 最終処分場 火災、水害、地震等の災害により発生した一般廃棄物等を搬入しようとする者で管理者が特に認めた者
- (3) し尿処理施設 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)

第12条 管理者は、法第11条第2項の規定により一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理することができる。

(搬入の許可)

第13条 廃棄物処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定めるところにより管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 管理者は、廃棄物処理施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第14条 前条の規定により許可を受けた者（以下「搬入者」という。）は、廃棄物処理施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所に張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車を乗り入れ、又は駐車すること。

(受入基準の遵守)

第15条 搬入者は、廃棄物を管理者の指定する廃棄物処理施設（以下「指定処理施設」という。）に運搬する場合には、一般廃棄物処理計画で定める廃棄物処理施設での受入の基準（以下「受入基準」という。）に従わなければならない。

2 管理者は、搬入者が前項に定める受入基準に従わない場合には、廃棄物の受け入れを拒否することができる。

(搬入者に対する中間処理等の命令)

第16条 管理者は、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について、搬入者に対し、特に必要があると認めるときは、あらかじめ仕分、再生、破碎、圧縮、焼却等の中間処理をして排出するよう命ずることができる。

(許可の取消し等)

第17条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第1項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の規定による条件を変更し、又は行為の中止若しくは廃棄物処理施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により搬入の許可を受けたとき。
- (3) 搬入許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 廃棄物処理施設の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償等)

第18条 搬入者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第5章 手数料

(廃棄物処理手数料)

第19条 搬入者は、指定処理施設に廃棄物を搬入したときは、別表第1に定める廃棄物処理手数料を納付しなければならない。この場合において、搬入者が納付する廃棄物処理手数料の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 管理者は、別表第1に規定する廃棄物処理手数料について、その廃棄物（し尿を除く。）の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。
- 3 集積所に排出することができない廃棄物のうち粗大ごみの収集、運搬及び処分（一般廃棄物処理計画に基づき、組合が一定の期日を定めて行うものに限る。）を組合に依頼した者は、1,000円を超えない範囲内で品目ごとに規則で定める廃棄物処理手数料を納付しなければならない。

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第20条 前条の廃棄物処理手数料の徴収方法は、規則で定める。

(手数料の減免)

第21条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより第19条に規定する廃棄物処分手数を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料)

第22条 次の各号に掲げる者は、その申請の際に別表第2に規定する一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料を管理者に納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者
- (2) 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者
- (3) 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者

第6章 雑則

(許可業者が行う廃棄物処理料金に対する勧告等)

第23条 管理者は、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が徴収する廃棄物処理料金が、その収集及び運搬又は処分を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えていると認めるときは、期限を定めて、その料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

- 2 管理者は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該許可業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第24条 管理者は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、住民又は事業者若しくは許可業者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第25条 管理者は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理及び資源化等に関し、必要な帳簿書類等その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する書類を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令及び措置命令)

第26条 管理者は、法第19条の3、法第19条の4又は法第19条の4の2に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、住民又は事業者若しくは許可業者その他の関係者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

第26条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者

第7章 補則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、解散前の東磐環境組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年東磐環境組合条例第5号）、東磐環境組合清掃センター設置条例（平成3年東磐環境組合条例第1号）若しくは一関地方衛生組合清掃センター条例（昭和55年一関地方衛生組合条例第4号）又は組合が共同処理することに伴い廃止された一関市廃棄物の処理及び清掃等に関する手数料条例（平成17年一関市条例第111号）、一関市一般廃棄物最終処分場条例（平成17年一関市条例第112号）若しくは平泉町廃棄物の処理及び清掃等に関する手数料条例（平成14年平泉町条例第12号）の規定に基づいてなされた申請、届出、許可その他の行為で、この条例に相当する規定があるものは、それぞれこの条例によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月20日条例第2号）

この条例は、平成23年9月26日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第4号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入する廃棄物に係る廃棄物処理手数料から適用し、同日前に搬入された廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1 廃棄物処理手数料（第19条関係）

1 一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	区 分			金 額
ごみ処理手数料	家庭系ごみ	指定処理施設に搬入される一般廃棄物（粗大ごみを除くごみに限る。）	住民が搬入するもの	50キログラムまで無料、50キログラムを超える量10キログラムにつき102円
			一般廃棄物収集運搬業者が搬入するもの	10キログラムにつき102円
	家庭系粗大ごみ	指定処理施設に搬入される一般廃棄物（粗大ごみに限る。）		10キログラムにつき154円
	事業系ごみ	指定処理施設に搬入される一般廃棄物（ごみに限る。）		10キログラムにつき154円
し尿・浄化槽汚泥処理手数料	指定処理施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥			10リットルにつき4円11銭

2 産業廃棄物処理手数料

区 分	金 額
指定処理施設に搬入される一般廃棄物（ごみに限る。）とあわせて処理する産業廃棄物	10キログラムにつき205円

別表第2 一般廃棄物収集運搬業等許可申請手数料（第22条関係）

区 分	単位	金 額
一般廃棄物収集運搬業許可手数料	1件	20,000円
一般廃棄物処分業許可手数料	1件	20,000円
一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	1件	20,000円
一般廃棄物処分業変更許可手数料	1件	20,000円